

## 04. 法学部・法学研究科

- I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴 ・ 04-2
- II 分析項目ごとの水準の判断 ・ ・ ・ ・ ・ 04-4
  - 分析項目 I 研究活動の状況 ・ ・ ・ ・ ・ 04-4
  - 分析項目 II 研究成果の状況 ・ ・ ・ ・ ・ 04-8
- III 質の向上度の判断 ・ ・ ・ ・ ・ 04-10

## I 法学部・法学研究科の研究目的と特徴

法学部・法学研究科は、1949年（昭和24年）5月、旧制の神戸商業大学（神戸経済大学）の法学分野を母体として創設され、不断の努力によって、学問の新しい流れを的確につかみ、法学・政治学分野で全国有数の研究教育機関としての評価を確立している。また、長い伝統に支えられて、法曹界・学界・産業界・官公庁等々の各方面、あるいは国際的舞台で活躍する諸先輩との結びつきも強く保っている。以下に本学部・研究科の研究目的、組織構成、研究上の特徴について述べる。

### （研究目的）

本学部・研究科では、法学・政治学の基礎的研究並びに応用研究を行うと共に、国際性・先端性に富んだ研究を展開することを目的としている。

このような研究目的を達成するために、現行の中期目標では「各研究分野における研究水準の全般的な向上を目指し、特定の領域での世界水準の達成、特化した領域での世界最高水準の研究を進める」ことを定めているが、そのことを本学部・研究科に当てはめると、下記のように具体化することができる。

- ・法学・政治学上の全般にわたって専門諸学界に貢献し得る第一級の研究を実践する。
- ・より高度で複雑化する現代社会における法的・政治的諸課題にも十分対応しうる先端的・実務的・応用的研究を実践し、また、それを可能にするための複数の関連専門領域間における学際的な研究並びに各種実務界との積極的な交流を促進する。
- ・国際的な学問水準に十分呼応し得るレベルにおいて、国際社会に対する法学・政治学的な貢献を積極的に推進する。

### （組織構成）

これら目的を実現するため、本学部・研究科では《資料1》の様な組織構成をとっている。

《資料1：組織構成》

専攻	講座
実務法律専攻	実務公共法、実務取引法、先端領域法、
理論法学専攻	理論公共法、理論取引法、基礎法理論
政治学専攻	政治理論、国際政策分析、現代政治分析

### （研究上の特徴）

本学部・研究科の研究上の特徴は概ね下記3点に要約される。

- 1 本学部・研究科において申請・採択される科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の件数は、他大学との比較において高いランクに位置づけられる。たとえば、平成17年度における法学・政治学分野での科研費採択数は、法学・政治学両分野において、ともに第三位にランク・インしている《別添資料1：平成17年度・法学・政治学分野・科研採択数ランキング》。
- 2 平成15年度、「市場化社会の法動態学」研究教育拠点という構想により、21世紀COEプログラムに採択された。法学系の大学院でこのプログラムに採択されたのは、全国でわずか6校にすぎず、これによって、本学部・研究科所属教員の研究能力の高さが改めて裏付けられた。このCOEプログラムに基づいて設置した「市場化社会の法動態学研究センター」（以下、「CDAMS」という。）は、社会の市場化がもたらす伝統的法秩序の変容について、規範の生成、市場の規整、そして紛争の管理という三局面に着眼することで、変容する法秩序に対応する動的な法学を構築するために、研究活動を行った《別添資

料2：21世紀COEプログラムの概要》。

- 3 EUインスティテュート関西（以下、「EUIJ関西」という。）は、関西における欧州連合（EU）の高度な学術研究、教育・広報活動の推進及び日本・EU間の国際交流拠点のひとつとして、EUからの資金援助を得て、平成17年4月1日、神戸大学・関西学院大学・大阪大学の3大学から成るコンソーシアムとして設立された。本学は、EUIJ関西の幹事校として、教育、研究、運営上の取りまとめ役を務めており、本学部・研究科は本学経済学研究科と共にEUIJ講義、セミナー、シンポジウムを開催する等、活動の中心的役割を担っている《別添資料3：EUIJ関西の概要》。

【想定する関係者とその期待】

本学部・研究科では、法学・政治学に関連する国内外の学界等、法曹界、経済界、中央・地方の行政官庁、国際機関等を関係者として想定している。国内外の学会等は、法学・政治学分野における基礎的研究を継続的に遂行し優れた研究成果をあげることが期待しており、法曹界をはじめとする各法人等は、高度で複雑化する現代社会における法的・政治的諸課題にも十分対応しうる先端的・実務的・応用的研究の実践と積極的な交流を期待していると考え、研究を展開している。

## II 分析項目ごとの水準の判断

## 分析項目 I 研究活動の状況

## (1) 観点ごとの分析

## 観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

本学部・研究科では、法学・政治学分野における様々な研究活動を推進し、未踏研究分野の開拓にも積極的に取り組み、以下のような実績を上げている。

## ①論文・著書等の研究業績や学会での研究発表等の状況

本学部・研究科の所属教員は、平成 16 年度から平成 19 年度までの間に、1 人当たり年間平均 3 点から 4 点の著書や研究論文を著している《資料 2》。また、国内外における研究発表も活発に行っており、特に研究成果の国際的発信力を示す国際会議での研究発表数は、平成 16 年度から 19 年度にわたる 4 年間で、年平均約 31 回に及ぶ《資料 3》。

《資料 2：平成 16 年度～平成 19 年度における各教員による著書論文の発表数》

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	計
論文	214 件	203 件	238 件	179 件	834 件
著書	64 件	45 件	66 件	39 件	184 件
教員数	72 人	70 人	70 人	69 人	—
教員一人当り平均	3.9 件	3.5 件	4.3 件	2.7 件	—

《資料 3：平成 16 年度～平成 19 年度における各教員による学会における研究発表数》

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	計
国際会議 における 研究報告	実務法 律専攻	13	12	11	4	40
	理論法 学専攻	5	11	7	4	27
	政治学 専攻	14	16	23	2	55
	計	32	39	41	10	122
国内にお ける研究 報告	実務法 律専攻	12	16	32	4	64
	理論法 学専攻	3	5	15	12	35
	政治学 専攻	1	1	6	3	11
	計	16	22	53	19	110

## ②国際シンポジウム等の開催と共同研究の状況

本学部・研究科は、EUIJ 関西及び CDAMS を拠点として、国際性及び学際性において多彩な共同研究活動を展開している《資料 4》。EUIJ 関西では、国際シンポジウムやワークショップセミナー等を積極的に開催しているが、なかでも平成 17 年 10 月 1 日に開催した「EUIJ 関西オープニング記念国際シンポジウム～EU：過去・現在・未来」においては、日欧から《資料 5》に記すようなハイレベルなパネリストを招待して、多彩な研究交流を実施し、更なる共同研究活動の推進を図った。

CDAMS では、4 回の年次国際シンポジウムを含む多数の国際学術会議等を開催した。たとえば、平成 17 年 9 月 3 日に開催した第 3 回 CDAMS 国際シンポジウムにおいては、「市場化社会を支える法と法律家の役割——法実務と法教育の学際的展開——」のテーマの下、当該分野において世界的な業績をもって知られる著名な二名のパネリスト（ジリアン・ハドフィールド・南カリフォルニア大学ロースクール教授、カタリーナ・ピストー・コロンビア大学ロースクール教授）を招待し、学際的かつ国際的な討議を行った（なお、当該国際シンポジウムの成果は、神戸法学雑誌第 56 巻第 1 号〔平成 18 年 6 月〕において公刊されている）（「Ⅲ質の向上度の判断」事例 1 参照）。

《資料 4：国際的・学際的共同研究の実施状況》

表中の数値：実施回数

		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
【EUIJ 関西】	ラウンドテーブル			1	1
	国際シンポジウム		3	2	1
	ワークショップ・セミナー		22	36	25
【CDAMS】	国際シンポジウム	1	1	1	1
	ワークショップ・共同研究会	63	47	52	21

《資料 5：EUIJ 関西オープニング記念国際シンポジウムの招待パネリスト》

クライヴ・ウィルキンソン（欧州経済社会評議会副議長）
ジャクリヌ・デュテイル・ド・ラ・ロシェール（パリ第 2 大学長）
ジャック・ペルクマンズ（College of Europe 経済学部長）
ミヒヤエル・ライテラー（欧州連合駐日欧州委員会代表部公使）
パスカリーヌ・ウィナン（European University Institute 教授）
位田 隆一（京都大学大学院法学研究科教授）
磯村 尚徳（元 NHK ニュースキャスター、初代パリ日本文化館長）
高阪 章（大阪大学大学院国際公共政策研究科長）
久保 広正（EUIJ 関西代表、神戸大学大学院経済学研究科教授）
田中 素香（中央大学経済学部教授）
田中 俊郎（慶應義塾大学法学部教授）
丸山 純一（外務省欧州局審議官）
ヨハネス・キメスキャンプ（大阪大学大学院法学研究科准教授）

## ③競争的外部資金の獲得状況

研究を支える研究資金は、基礎的な運営費交付金によるものの他、さまざまな競争的外部資金の獲得によって賄われている。平成 18 年度に全学的な組織として連携創造本部が設置され、本学部・研究科での大型科研申請に向けての取組等の結果、重層的な支援が機能し、各種競争的外部資金への申請件数は概ね増加している。特に、外部の寄付金獲得件数は、毎年順調な伸びを示している《資料 6》。

それに伴い、競争的外部資金の獲得額も年度ごとに増減はあるものの全体として増加傾向にあり、総額では教授・准教授・助教を含めた 70 名程度の教員に対し獲得資金は平

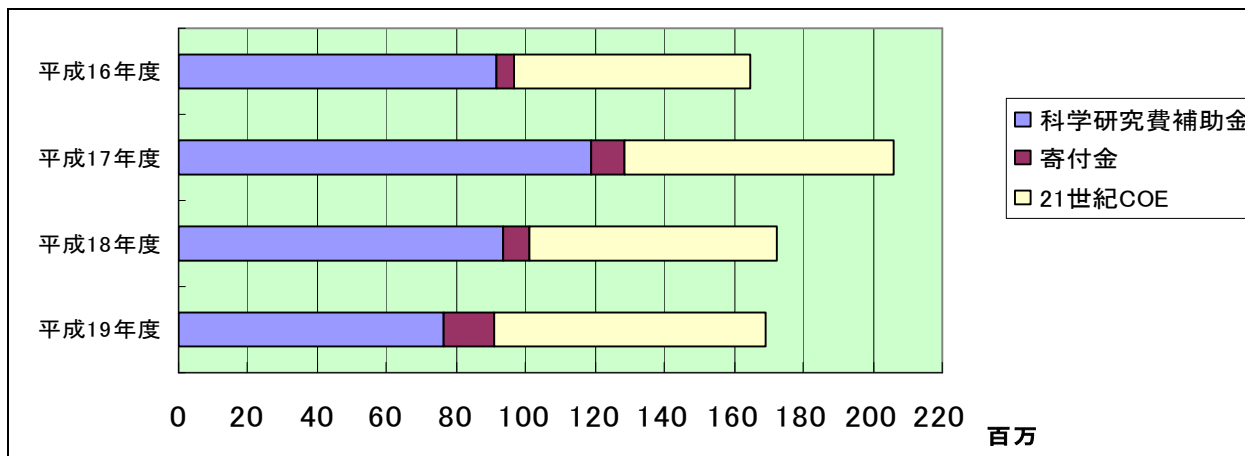
成 19 年度には、168,900 千円を超えており教員 1 人当たりでは、約 2,400 千円に近づいている《資料 6、資料 7》。

《資料 6：各種競争的外部資金の申請・獲得件数、獲得額に関するデータ》 単位：千円

	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	申請(件)	獲得件数(件)	獲得額	申請(件)	獲得件数(件)	獲得額	申請(件)	獲得件数(件)	獲得額	申請(件)	獲得件数(件)	獲得額
科学研究費補助金	51	34	91,483	53	44	119,100	53	42	93,600	44	38	76,150
寄付金		7	4,940		7	9,240		8	7,775		15	14,701
21 世紀 COE*	1	1	68,200	1	1	77,900	1	1	70,900	1	1	78,100
計	52	42	164,623	54	52	203,240	54	51	172,275	45	54	168,951

\* 文部科学省では、第三者評価に基づく競争原理により、国公立大学を通じて、学問分野別に、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援し、国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進するため、平成 14 年度から、「21 世紀 COE プログラム」を実施しており、本学部・研究科では、平成 15 年度から 19 年度まで同プログラムに基づき、予算が配分された。

《資料 7：競争的外部資金の獲得状況》



#### ④若手研究者の研究活動支援

本学部・研究科においては若手研究者の研究活動を積極的に支援している。特に本学において競争的に配分される研究資金配分プロジェクトには、積極的な応募採択に向けての支援活動を行い、その結果、着実に採択実績を上げている《資料 8》。（「Ⅲ質の向上度の判断」事例 2 参照）

《資料 8：学内の競争的研究資金の獲得状況》 ( ) 内の数字は金額 (単位：千円)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
若手教員研究支援経費		1 件 (450)	1 件 (900)	1 件 (700)

<b>観点</b> 大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の実施状況
---

(観点に係る状況)

該当なし。

## (2)分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を大きく上回る

(判断理由)

本学部・研究科では、競争的外部資金をはじめ、寄附金の受け入れ、多様な外部資金を獲得しており、その額も資金種別ごとに増減はあるが、全体として高水準を維持している。

特に、本学部・研究科の特徴として、CDAMS 及び EUIJ 関西という 2 大研究教育拠点を中心に、国際的・学際的な共同研究を活発に実施しており、これらの研究活動による成果は、学術論文やシンポジウム、ワークショップなどの形で、多数発表している。これらの状況から、本学部・研究科の研究活動の実施状況は、特に学会や国際機関に対する貢献という点において、期待される水準を大きく上回るものであると判断する。

## 分析項目Ⅱ 研究成果の状況

## (1) 観点ごとの分析

**観点** 研究成果の状況(大学共同利用機関、大学の全国共同利用機能を有する附置研究所及び研究施設においては、共同利用・共同研究の成果の状況を含めること。)

(観点に係る状況)

「学部・研究科を代表する研究業績リスト」では、国内外における学会に対する貢献という点で「学会賞等を受賞した論文・著書」、「レフェリー付雑誌に掲載された論文」、「海外において評価の確立した専門雑誌に掲載された外国語論文」もしくは「書評が公表され、学術的に高い評価を得た著書・論文」であることを学術面での業績選択の指標とし、法曹界・経済界・行政官庁・国際機関への貢献という点で「多くの部数が出版され、広く利用・採択されている単著の教科書・体系書」であることを社会・経済・文化面での業績選択の指標とした。これらの基準によって選定した本学部・研究科における研究業績は、学術面及び社会、経済、文化面の両面において、重要な成果を上げている。

① 「より高度で複雑化する現代社会における法的・政治的諸課題にも十分対応しうる先端的・実務的・応用的研究を実践」という本学部・研究科の研究目的との関係では、法学分野においては、磯村保「インターネット・オークション取引をめぐる契約法上の諸問題」(業績番号 1009)、政治分野においては、品田裕「2005年総選挙を説明する一政党支持類型から見た小泉選挙戦略」(業績番号 1011)が、それぞれの代表例として注目される。

今日の日本社会においてインターネットは、一般市民にとって、情報や意見の自由な交換及び発信を保障する極めて有用なコミュニケーションツールであり、また迅速かつ効率的に消費者相互の売買取引を媒介するための非常に有望なマーケットでもある。その反面、たとえばインターネットにおけるオークション取引などでは、種々のトラブルや問題点を実務的に積み残しているにも係らず、今日まで必ずしも基礎的かつ法理論的な検討が十分になされてきていない。このような状況を踏まえて、磯村論文は「システム提供者責任」という観点を提示し、取引システムを提供するサイト運営者が取引上の責任を負わないとする取引約款や慣行のあり方について根本的な反省を迫っている。ちなみに、磯村論文については、公表後、経済産業省においてこの点を含めてネット取引や通信販売を検討する審議会事務局からインタビューを受けるなど、実務サイドからも強い関心が持たれている。

政治学上の業績として、品田論文は、平成 17 年夏、小泉前総理大臣によってなされた衆議院「郵政解散」を扱っている。この郵政解散によって自由民主党は議席数 3 分の 2 以上という空前の勝利を収めたのであるが、その政治的インパクトは絶大であり、現在進行形の生々しい政治状況もその影響下にある。それが余りに大きなインパクトを持ったゆえに、時に煽情的でジャーナリスティックな話題が先行したり、あるいは「新自由主義」や「格差社会」といったむき出しの政治対立の言葉でしか語られてこなかった「郵政選挙」の実態を、品田論文は統計学的政治行動分析の手法を駆使して冷静に分析している。そして、政党との関わり方という観点から、わが国の有権者を類型化し、各類型の投票行動や内閣支持に関する特徴・性質を明らかにした上で、自民党圧勝の原因を、各類型を適切に動員した選挙戦略に求めている。本研究は、政治学界内で注目を集め、その後、学会パネルや新しい研究企画に発展しており、著者本人にも本論文の評価ゆえに学会での討論や査読が多数依頼されている。

② 「国際的な学問水準に十分呼応し得るレベルにおいて、国際社会に対する法学・政治学的な貢献を積極的に推進する」という本学部・研究科の研究目的との関係では、国際法分野における坂元茂樹『条約法の理論と実際』(業績番号 1004)を、代表的研究例として挙げるができる。

坂元の著書は、条約法の基本法として極めて重要な地位にある 1969 年ウィーン条約の基本的諸問題を、網羅的かつ包括的に取り上げるものであり、条約法研究を一段と推し進める重要な貢献を成し遂げるものとして、十分、国際水準に達するものである。そのこと



は、本書が、日本における代表的な国際法研究に与えられる安達峰一郎賞（第 38 回、2005 年）を授与されたことから十分伺うことができる。

## （２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準）期待される水準を大きく上回る

（判断理由）

本学部・研究科では、教員一人一人の自由な発想のもと多種多様な研究活動が行われ、21 世紀 COE への採択や EUIJ 関西の設置等を通じて国内外からの評価を得ているだけでなく、研究目的に沿って、優れた研究業績を上げている。法学・政治分野では、インターネット取引や選挙といった近年の動向を踏まえた研究成果を発信し、国際法・国際政治に係る研究領域では、条約法研究を一段と推進する成果をあげるなど、学術面のみならず社会、経済文化面でも評価を得る優れた研究成果を多数発信している。以上のことから、本学部・研究科の研究成果の状況は期待される水準を大きく上回ると判断する。

### Ⅲ 質の向上度の判断

#### ① 事例1 「21世紀 COE の採択による研究の活性化」 (分析項目 I)

(質の向上があったと判断する取組)

本学部・研究科は、平成15年度に21世紀COEプログラム「市場化社会の法動態学—規範生成・規整・紛争管理の多元性をめぐる理論構築と臨床応用」に採択された。このCOEプログラムに基づいて設置したCDAMSを拠点とし、本学の支援として学長裁量枠による教員ポスト1名(准教授)の配置を受けて、研究活動を展開した。

CDAMSにおける研究成果は、英書1冊、和書1冊、ディスカッションペーパー75編以上、4回の年次国際シンポジウムを含む多数の国際学術会議等の開催である。そして、その集大成として、2007年11月に、事業推進担当者を中心とする約40名の執筆者による全4巻の「法動態学叢書・水平的秩序」(法律文化社)(第1巻 榎村志郎編『規範と交渉』・第2巻 齋藤 彰編『市場と適応』・第3巻 榎村志郎編『規整と自律』・第4巻 山本顯治編『紛争と対話』)を刊行し、研究成果を総合的かつ体系的に提示した。この業績は、本プログラムにおいて構想された「法動態学」の現時点における全体像を指し示すものであり、これまでともすると個々の専門分野ごとに分散し、分裂しがちであった学理的な蓄積を有機的に纏め上げ、いわば「法と政治の総合知」を志向する壮大な成果として結実した。「より高度で複雑化する現代社会における法的・政治的諸課題にも十分対応しうる先端的・実務的・応用的研究を実践し、また、それを可能にするための複数の関連専門領域間における学際的な研究並びに各種実務界との積極的な交流を促進する。」という本学部・研究科の目的に照らして合致しているだけでなく、このプログラムにより本学部・研究科の研究は質・量ともに飛躍的に向上した。

#### ② 事例2 「若手研究者育成の充実による研究の活性化」 (分析項目 I)

(質の向上があったと判断する取組)

本学においては、法人化以降、ユニークな若手研究者育成に努める学部・研究科に対して支援を行う「若手研究者育成支援経費」が措置されている。法人化後の平成16年度は、経過措置として運営費交付金において平成15年度までの取り扱いを踏襲する形で若手研究者の研究支援経費として措置されたが、平成17年度からは、競争的環境下で各学部・研究科が若手研究者の支援に取り組むことを期待する「若手教員研究支援経費」として予算要求(公募要領)の内容で配分することとされた。これを受け、本学部・研究科においては、以下のような若手教員研究支援プログラムが採択されており、学内の競争的資金を有効活用して期待された成果を着実に上げている《資料9》。

《資料9》若手教員研究支援経費需給実績とその成果

受給年度	受給対象教員	期待された成果	実際の成果
平成17年度 「国際的水準 に立つ法学・ 政治学若手 教員研究支 援プログラム」	加藤貴仁准教授 櫻庭涼子准教授 池田公博准教授	本支援を受けた若手教員が、日本の学界及び実務界にと究を行うのみならず、日本の法・政治状況ないし法学・政治学の知見について、国際的な情報発信も行うことが期待される。	加藤貴仁准教授により、新刊書「株主間の議決権配分」(商事法務、2007年10月)が発刊された。本書は、一株一議決権原則という会社統治の根本原理を、アメリカ法、ドイツ法を深く掘削しながら、その原理的意義を改めて洗い直し、ひいては現代における会社支配権市場において、あるべき法的規制を得るための基礎的視座を据えようと言うものである。その洞察の広がり水準は、今後わが国のみならず、欧米のコーポレートガバナンス論にも影響を与え得る非常に有望な研究成果と言える。この点において、「国際的な学問水準に十分呼応し得るレベルに

			<p>において、国際社会に対する法学・政治学的な貢献を積極的に推進する。」という本学部・研究科の研究目的に合致する</p>
<p>平成 18 年度 「裁判員制度 下における事 実認定と刑事 法制度のあり 方についての 研究」</p>	<p>宇藤崇准教授 嶋矢貴之准教授</p>	<p>国民による刑事裁判への参画を容易にすることは、国民に開かれた新たな時代の刑事裁判の構築にとって重要であり、かかる課題の解決のために手続と実体のいずれにも偏らない、総合的な検討のための視座を提供することは、刑事裁判全体が裁判員制度導入後もバランスの取れた制度として発展していくために必要かつ有用なものと考えられる。</p>	<p>宇藤崇准教授により、「裁判員制度下における事実認定の諸問題」刑事法ジャーナル(4号 10頁-16頁、平成 18年 6月)、「刑事訴訟における要件事実についての一考察」『鈴木茂嗣先生古希祝賀論文集〔下巻〕』101頁-126頁(平成 19年 5月)が著され、まさに裁判員制度導入を視野に入れ、今後の刑事司法のあるべき姿もしくはその方向性が総合的に考察された。今後、この分野の議論においては、これらの論文が必読文献となったと評価できる。この点において、「より高度で複雑化する現代社会における法的・政治的諸課題にも十分対応しうる先端的・実務的・応用的研究を実践」という本学部・研究科の研究目的に合致する。</p>